

## 矢板市文化スポーツ複合施設指定管理業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1 趣旨

この要領は、矢板市文化スポーツ複合施設指定管理者募集要項（以下「複合施設要項」という。）に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を公平公正に実施するための審査基準を定めるものとする。

### 2 審査の実施主体

- (1) 本件プロポーザルの審査は、矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年矢板市規則第 25 号）第 4 条第 1 項の矢板市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施する。
- (2) 公平公正な審査を担保するため、選定委員会の委員の所属、氏名等は一切公表しない。
- (3) 審査に関する最終権限は、選定委員会の委員長が有するものとする。
- (4) 指定管理者の候補者は、選定委員会の審査結果をもとに矢板市長が選定する。
- (5) 選定委員会の庶務は、総合政策課及び生涯学習課において処理する。

### 3 参加資格要件

- (1) 本件プロポーザルの参加資格要件は、複合施設要項第 8 項記載のとおりとする。
- (2) 複合施設要項第 9 項第 6 号により参加表明書を提出した事業者が参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

### 4 本件プロポーザルの審査及びその基準等

- (1) 本件プロポーザルの審査は、1 次審査（書類審査）及び 2 次審査（プレゼンテーション審査）とする。
- (2) 1 次審査は、事業者から提出された資料を基に選定委員会の委員が実施する。
- (3) 1 次審査の基準は、別表第 1 に記載のとおりとする。
- (4) 参加表明書を提出した事業者が多数であって本件プロポーザルの審査に影響があると認めるときは、1 次審査の上位であって選定委員会が定める数の事業者のみ 2 次審査対象とすることができる。この場合において、選定委員会は事前に 2 次審査対象の事業者数を制限する旨及びその数を市公式ウェブサイト上に掲載するとともに、1 次審査が終了次第速やかに事業者に対して 2 次審査対象であるかどうかを通知するものとする。
- (5) 2 次審査は、事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答とする。

- (6) 2次審査の基準は、別表第2に記載のとおりとする。
- (7) 1次審査の配点は100点とし、2次審査の配点は50点とする。この場合において、1次審査においては1次審査の配点の50%、2次審査においては1次審査及び2次審査の配点合計の60%を最低基準点とし、獲得点数がそれに満たない事業者は要求水準を満たしていないものとして失格とする。
- (8) それぞれの事業者の獲得点数は、選定委員会の委員がそれぞれ採点した点数を審査項目ごとに単純平均して小数点以下を四捨五入し、それらを合計した点数とする。
- (9) 事業者が1者のみであった場合でも、原則として選定委員会は審査を実施する。
- (10) 第4号の規定により2次審査対象となった事業者のうちから参加辞退者又は失格者が出た場合であっても、繰上げは行わない。

## 5 順位の決定

- (1) 選定委員会は、次に掲げる方法により事業者の順位を決定する。
  - ア 1次審査においては前項第2号の審査において獲得した点数の順番に、事業者に順位を付与する。
  - イ 2次審査においては前項第2号及び第5号の審査において獲得した点数の合計点数の順番に、事業者に順位を付与する。
  - ウ 獲得点数が同じ事業者が複数存在する場合は、以下の手順によりそれらの事業者間の順位を確定する。
    - (ア) アにおける獲得点数が同じ事業者間の順位決定方法
      - ① 見積書記載の提案価格が低い事業者を上位とする。
      - ② ①が同列の場合は、別表第1の「⑦独自提案、自主事業」の獲得点数が高い事業者を上位とする。
      - ③ ①及び②とも同列の場合は、選定委員会の委員長のくじ引きにより上位を決定する。
    - (イ) イにおける獲得点数が同じ事業者間の順位決定方法
      - ① 2次審査における獲得点数が高い事業者を上位とする。
      - ② ①が同列の場合は、選定委員会の委員長のくじ引きにより上位を決定する。
- (2) 前号の方法により確定した第1順位の事業者を優先交渉権者とする。優先交渉権者は、第2項第4号の選定により指定管理者候補者となる。
- (3) 順位の確定後、速やかに各事業者を獲得点数及び順位を通知する。また、第1順位の事業者名は、矢板市公式ウェブサイト上で公表する。

6 審査過程等の不開示

選定委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）第8条第4号により不開示とする。

7 異議申立ての禁止

審査結果その他の選定委員会の決定事項について、事業者からの異議申立てを一切認めない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本件プロポーザルの審査に必要となる事項は、選定委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

別表第 1

審査項目 【評価対象】	評価基準	配点
①提案価格 【見積書】	<p>◇見積書記載の提案価格について、提案内容を勘案してその品質確保の観点で妥当かつ競争力のあるものかどうかを評価する。</p> <p>①獲得点数は、見積書記載の提案価格を次により点数化した点数とする。</p> $\text{獲得点数} = \text{配点} * 0.5 * (\text{Pmax} - \text{Pi}) / (\text{Pmax} - \text{Plim}) + \text{配点} * 0.5 * (\text{Pmin} / \text{Pi})$ <p>Pi：当該事業者の見積価格 Pmax：見積上限額(482,500千円) Pmin：最低見積価格 Plim：水準確保最低価格(400,000千円)</p> <p>※小数点以下切捨てとする。</p> <p>②獲得点数は配点を上限とする。上記計算式により算出された獲得点数が配点を超過する場合は、配点を獲得点数とする。</p>	25
②体裁 【提案書全体】	<p>◇市が指示する事項(市が必要とする情報)を適切に記載しているか。</p> <p>◇市が指示する形式(記載順、様式等)を遵守しているか。</p> <p>◇図表、イラスト、分かりやすい用語の使用、ページ番号の付番、インデックスの貼付、中表紙の挿入など、審査する側に配慮した企画提案書となっているか。</p>	5
③事業者 【財務状況報告書類、事業者の概要、業務実績】	<p>◇事業者は本業務の遂行に不安のない財務基盤を有しているか。</p> <p>◇事業者は本業務の遂行に不安のない企業組織、経営基盤、人材を有しているか。</p> <p>◇事業者は本業務の遂行に不安のない指定管理者としての事業実績を有しているか。</p>	5
④業務の理解 【提案書全体】	<p>◇単なる施設の維持管理ではなく、文化・スポーツ活動の推進、地域経済の活性化、デジタル技術の活用による Society5.0 の体現など市がこの施設で実現しようとする事項を理解しているか。</p> <p>◇直営ではなく施設開業当初から指定管理者を導入し民間がもつノウハウを活用したい意図を理解しているか。</p>	10
⑤地域 【提案書全体】	<p>◇地域経済の活性化の視点で、地域資源の活用についての提案がなされているか。</p> <p>◇隣接するとちぎフットボールセンターとの連携、活用について提案がなされているか。</p> <p>◇城の湯温泉センター、道の駅やいた、山の駅たかはら、日本遺産構成文化財などの地域資源を活用する提案がなされているか。</p>	10

<p>⑥維持管理 【事業計画書、 収支予算書、業 務実施体制】</p>	<p>◇複合施設の維持管理について「建築保全業務共通仕様書」に準じて適切な維持管理を実施する提案がなされているか。 ◇人々から末永く愛される施設となるために、単に仕様書で指示された事項のみならず、民間事業者としての実績と経験に裏打ちされた必要な提案がなされているか。 ◇地域住民の一人として近隣の生活環境に配慮した維持管理に関する提案がなされているか。</p>	<p>15</p>
<p>⑦独自提案、自主事業 【事業計画書、 収支予算書、業 務実施体制】</p>	<p>◇市が要求する事項以外であっても事業者の独自の視点で本業務の目的、趣旨に即した提案がなされているか。 ◇スポーツツーリズムの推進（大会誘致等）その他の地域経済の活性化に資する事業者自らが実施する事業の提案がなされているか。 ◇民間事業者ならではの発想で、本業務の範囲にこだわらずに市にとって有益となる提案がなされているか。</p>	<p>20</p>
<p>⑧実施体制 【業務実施体制】</p>	<p>◇本業務の遂行に必要な人員配置がなされているか。 ◇本業務の遂行に必要な専門的な人員が確保されているか。 ◇地域人材の活用に配慮した実施体制となっているか。</p>	<p>5</p>
<p>⑨その他 【提案書全体】</p>	<p>◇環境への配慮に関する提案がなされているか。 ◇共生社会の実現に向けた提案がなされているか。 ◇その他社会問題の解決に資する提案がなされているか。 ◇全体として民間事業者としてのコスト管理の視点から指定管理料の低減に資する提案がなされているか。</p>	<p>5</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 選定委員会の委員は、審査項目ごとにそれぞれの判断において採点し、各委員の採点結果を第4項第8号のとおり処理する。</li> <li>2 「①提案価格」以外の獲得点数は、概ね配点に次の評価毎の率を乗じたものとする。 優：1.0、良：0.8、可：0.6、水準以下：0.4又は0.2、不可：0</li> <li>3 コンソーシアムの場合は、構成事業者全体の総合評価とする。</li> </ol>		

別表第2

審査項目	評価基準	配点
①熱意、態度	◇本件プロポーザルにあたり、指定管理業務の受託のための熱意を有し、それを表明しているか。 ◇2次審査にあたり、適切な人員配置をもって参加したか。 ◇市のパートナーとして、市と協働し本業務を遂行する姿勢を有しているか。 ◇本業務の遂行にあたり、指示待ちではなく能動的に行動できるか組織体制を構築しているか。	10
②プレゼンテーション	◇簡潔かつ分かりやすい説明を行っていたか。 ◇企画提案書との齟齬はなかったか。 ◇プレゼンテーションの資料は適切であったか。 ◇市が当該事業者を選定すべき理由の説明がなされていたか。	20
③実現可能性	◇プレゼンテーションの内容と企画提案書の内容を比較して、事業者の提案内容の実現可能性を評価する。 ◇企画提案書の記載内容についての実現可能性に疑問が感じられる場合は、最大マイナス10点の減点を行ってもよい。	10 ～ -10
④質疑応答	◇質疑に対し、正確かつ簡潔に応答しているか。 ◇2次審査に際し、質疑に適切に対応できる人員を配置したか。	10
備考 1 選定委員会の委員は、審査項目ごとにそれぞれの判断において採点し、各委員の採点結果を第4項第8号のとおり処理する。 2 獲得点数は概ね配点に次の評価毎の率を乗じたものとする。 優：1.0、良：0.8、可：0.6、水準以下：0.4又は0.2、不可：0 3 コンソーシアムの場合は、構成事業者全体の総合評価とする。		